

保育園、こども園(長時間部)に通われる方へ

◎ 保育園保育料について

- 保育料:保護者の市民税(所得割)により算定 ※下記表参照
- 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化に伴い**3歳児以上は保育料が0円となりました。**

各月初日の措置児童の属する世帯階層区分			徴収(保育料)基準額(月額)					
階層区分	定義		3歳未満児		3歳児		4歳児以上	
			短時間保育	保育標準時間	短時間保育	保育標準時間	短時間保育	保育標準時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯		0円		0円		0円	
第2階層	市民税非課税世帯(第1階層を除く)		0円		0円		0円	
第3階層	第1階層を除き、前年分の市民税課税世帯であって、その所得割額が次の区分に該当する世帯	所得割課税額48,600円未満	11,200円	11,500円	0円	0円	0円	0円
第4階層		所得割課税額97,000円未満	22,000円	22,500円	0円	0円	0円	0円
第5階層		所得割課税額169,000円未満	31,800円	32,500円	0円	0円	0円	0円
第6階層		所得割課税額301,000円未満	39,700円	40,500円	0円	0円	0円	0円
第7階層		所得割課税額301,000円以上	44,600円	45,500円	0円	0円	0円	0円

※多子軽減:同一世帯から2人以上入園している場合、在園児中、最年長の子から数えて2人目は上記保育料の半額、3人目以降は0円とする。ただし、市民税所得割額57,700円未満の世帯の場合は、保護者が監護し生計が同一の者のうち、最年長者から数えて2人目は半額、3人目以降は0円とする。

※第2階層について保護者が監護し生計が同一の者のうち、最年長者から数えて2人目以降は0円とする。

※保護者が監護し生計が同一の者のうち、最年長者から数えて2人目以降は徴収(保育料)基準額(月額)から1,600円/月を差し引くものとする。ただし、差し引かれた保育料の下限額は0円とする。

※多子軽減の対象世帯は2人目の半額とした保育料から1,600円/月を差し引くものとする。ただし、差し引かれた保育料の下限額は0円とする。

※大学進学等で別居中の在園児童の兄弟がいる場合は、こども未来課へお知らせください。

○ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯等の保育料(下記階層以外は、上記の保育料となる)

階層区分		徴収金基準額						備考
		3歳未満児		3歳児		4歳児以上		
		短時間保育	保育標準時間	短時間保育	保育標準時間	短時間保育	保育標準時間	
第2階層		0円	0円	0円	0円	0円	0円	
第3階層		5,350円	5,500円	0円	0円	0円	0円	保護者が監護し生計が同一の者のうち最年長者から数えて2人目以降は0円
第4階層	所得割額77,101円未満	5,350円	5,500円	0円	0円	0円	0円	
	所得割額77,101円以上	22,000円	22,500円	0円	0円	0円	0円	上記表と同じ

※ひとり親世帯等の第4階層(所得割額77,101円以上)については保護者が監護し生計が同一の者のうち、最年長者から数えて2人目以降は徴収(保育料)基準額(月額)から1,600円/月を差し引くものとする。ただし、差し引かれた保育料の下限額は0円とする。

※多子軽減の対象世帯は2人目の半額とした保育料から1,600円/月を差し引くものとする。ただし、差し引かれた保育料の下限額は0円とする。

※在宅障害児(者)のいる世帯とは、本人、きょうだいとその親とする。

※在宅障害児(者)のいる世帯の減免については、申請のあった月からとする。

◎ 保育料算定:保護者の市民税(所得割)により算定 ※一人親世帯・多子軽減措置あり。詳しくは料金表参照

◎ 納期限(口座振替日):毎月月末 ※末日が土日祝日の場合は翌営業日

注:振替日に引き落としができなかった場合は、翌月10日に再振替をいたします。

注:市外園・小規模保育事業所へ通園の方は、各園により納入日、納入方法が異なります。
各園へお問い合わせください。